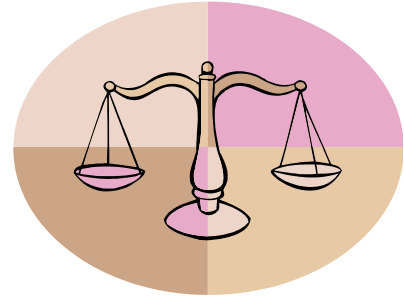


[省エネ法]・[温対法]等の改正ポイント

経済産業省/資源エネルギー庁が所轄する我が国の省エネの取り組みにつきましては、業務部門を基軸としたエネルギーの消費効率の改善、なかでもオフィス・コンビニ等の業務部門、並びに、住宅・建築物に係わる省エネ対策を強化する趣旨であり、更には、トップランナー制度の導入により、省エネ型機器の普及を促進し、家庭・運輸部門も含め更なる効率の改善を指向するものであります。

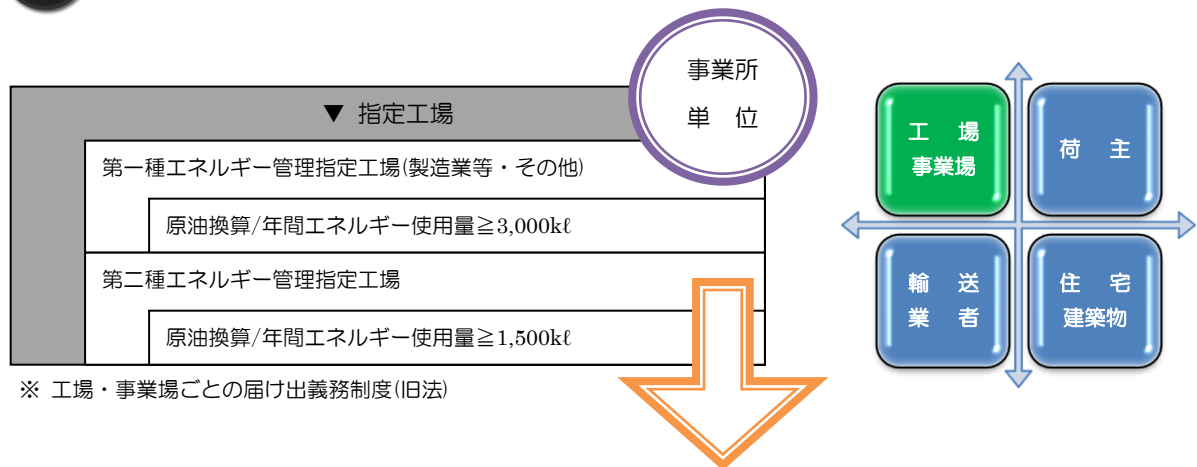


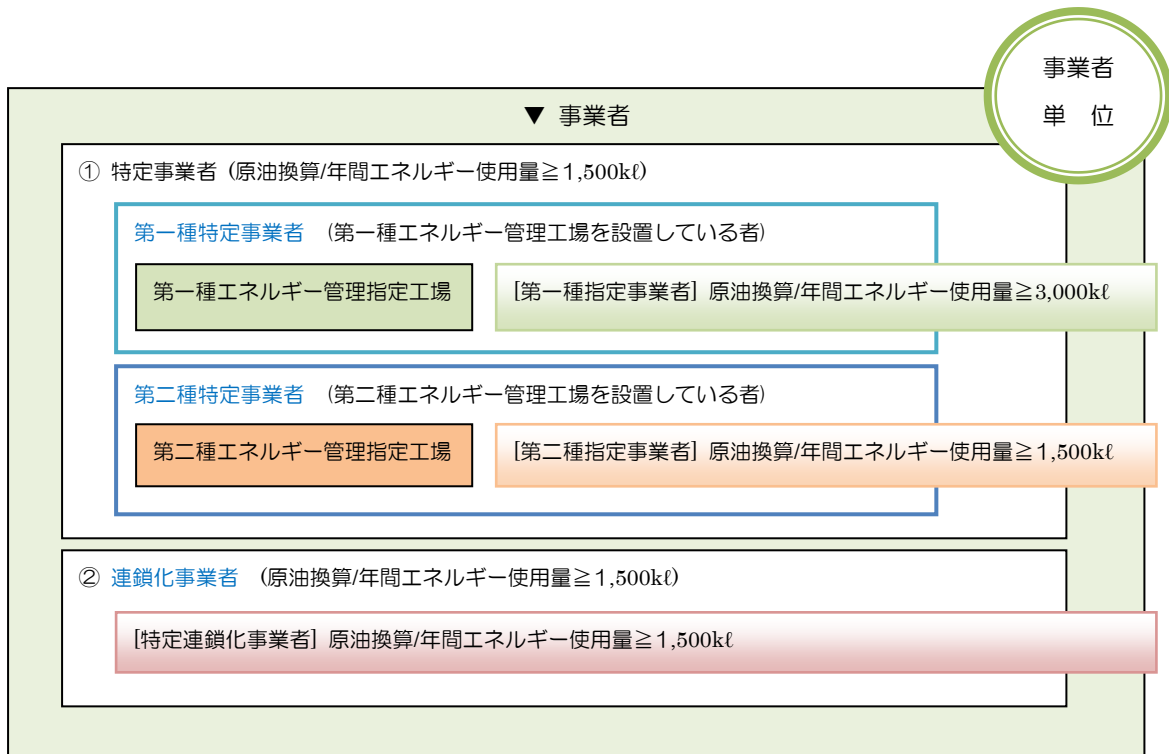
エネルギーの使用の合理化に関する法律[省エネ法]の施行日は、平成 22 年 4 月 1 日(法の施行日は平成 21 年 4 月 1 日)であり、平成 21 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄の年間エネルギー使用量が、施行日以降の初年度報告データとなります。又、地球温暖化対策の推進に関する法律[温対法]の施行日は、平成 21 年 4 月 1 日となっており、両法の施行は既にスタートしております。

2010 年 4 月以降、改正省エネ法等は、基準年比 1%・東京都改正環境確保条例では、同 8%(地域冷暖房を 20%以上使用していない場合)の削減義務となり、目標未達の場合は、①不足分につき最大 1.3 倍の排出量の調達要請 ②調達できない場合は、上限 50 万円の罰金・不足分の調達費用請求という罰則規定に併せて、企業名が公表されることとなります。更には、ビルオーナーを義務対象の基本としながら、①全てのテナント事業者に、オーナーの削減対策に協力する義務 ②一定規模以上のテナント事業者には、温暖化対策の計画書を作成・提出する義務が課されております。

-- 法規制対象の強化 --

事業所単位から事業者単位へ



事業者
単位

- ※ 工場又は事務所その他の事業場は[工場等]となり、事務所ビル/デパート/ホテル/病院/学校等すべて包括される。(第1条)
- ※ 規模を問わないすべての工場等の事業者に対して、主務大臣は、指導・助言をすることができる。(第6条)
- ※ 連鎖化事業とは、チェーンストア・フランチャイズチェーン等のことである。(第19条)



法制度施行スケジュール

